

指定管理鳥獣制度の課題と対応方針（案）

1. 目的

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を指定し、地域個体群の存続には配慮しつつも、集中的かつ広域的に管理を図り、都道府県や国の機関が主体となって必要な捕獲等を積極的に推進することを目的としている。

2. 制度の概要

- ・ 希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要のある種を環境省令により指定。
- ・ 都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業について交付金により支援（資料2-2）。

3. 現状（参考資料2）

- ・ 平成25年度に環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」をとりまとめ、ニホンジカ、イノシシについては令和5年度までに平成23年度年比で個体数を半減させることを目指すこととしている。
- ・ 平成27年度にニホンジカ、イノシシの2種を指定管理鳥獣として指定。
- ・ 両種の推定個体数（中央値）は、平成26年度以降、ともに減少傾向にあると推定されている。
- ・ 両種の捕獲数は、指定管理鳥獣としての指定後、横ばいとなっている。
- ・ 両種による農作物被害額は、ともに減少している。

4. 課題

- ・ 多くの都道府県で特定計画に基づく管理が進められているが、同計画に基づく捕獲目標が未達成※であったり、年次計画が作成されていない県がある。
※ ニホンジカについて、平成30年度に数値目標のある36都道府県のうち目標を達成しているのは14都県であった（参考資料2）。
- ・ 抜本的な鳥獣捕獲強化対策に掲げる半減目標の達成には、特にニホンジカについてさらなる捕獲強化が必要。
- ・ ニホンザル、カワウ等についての管理の強化の観点から追加指定が必要との意見がある。

5. 対応方針（案） ◎：新たな取組 ○：継続（強化）する取組

- 追加指定については、対象種の生息状況、被害状況、必要な管理の内容や実施状況等を踏まえ検討する。
 - ニホンザル、カワウについては、それぞれの種の特徴に応じた計画的な対策が必要であり、単に捕獲を強化するだけでは、群の分裂により被害の拡大を招く恐れがあることから、当面は指定管理鳥獣への追加指定は行わず、以下の取組を推進する。
 - ✓ 平成26年度に農林水産省と共同で作成した「ニホンザル被害対策強化の考え方」及び「カワウ被害対策強化の考え方」における目標の達成状況を評価する。
 - ✓ ニホンザルについては加害群を特定し、群単位での管理を推進する必要があることから、全国の群数や加害レベルの状況を把握するとともに、群単位での捕獲の実施を判断する際に必要な情報を整理し、ガイドライン等にとりまとめることで都道府県の取組を支援する。
 - ✓ カワウについては、広域に移動する特性を踏まえ、ねぐら・コロニーの分布の拡大防止や被害防除を併せて推進する必要があることから、適切な繁殖抑制や捕獲等の方法について最新の知見をガイドライン等にとりまとめるとともに、広域管理を推進するための協議会の運営を通じて都道府県の取組を支援する。
- ※ 指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理については、特定計画、指定管理鳥獣捕獲等事業の議題において検討する。